

(7) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日（税率5%）から現在までに行われた消費税率引き上げによる、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
令和2年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.5億円  
【歳出】 社会保障施策に要する経費 24.2億円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	489,560	341,789		446	15,762	131,563
	高齢者福祉事業	59,060	3,050	2,700	6,460	5,012	41,838
	児童福祉事業	563,995	398,651		23,085	15,220	127,039
	母子福祉事業	92,960	33,480	4,700	3,930	5,440	45,410
	小計	1,205,575	776,970	7,400	33,921	41,434	345,850
社会保険	国民健康保険事業	181,455	82,962			10,537	87,956
	後期高齢者医療事業	212,008	38,427			18,571	155,010
	介護保険事業	299,016	20,832			29,762	248,422
	小計	692,479	142,221	0	0	58,870	491,388
保健衛生	疾病予防対策事業	93,099	9,449		1,242	8,817	73,591
	病院事業	427,721		12,800		44,391	370,530
	小計	520,820	9,449	12,800	1,242	53,208	444,121
合計	2,418,874	928,640	20,200	35,163	153,512	1,281,359	